



開催地挨拶を述べる渡邊隆夫・京都府中央会会長

特集

第70回中小企業団体全国大会 明治150年 歴史と文化、地域を支える 中小企業が未来を拓く

全国中央会・京都府中央会は、9月12日、「上七軒歌舞練場」及び「西陣織会館」（いずれも京都市）において『明治150年 歴史と文化、地域を支える中小企業が未来を拓く』を大会のキャッチフレーズに、大申正樹・経済産業大臣政務官等の臨席の下、「第70回中小企業団体全国大会」を開催、全国から中小企業団体の代表者約2,000名が参集しました。

本大会では、西脇隆俊・京都府知事、門川大作・京都市長より歓迎のご挨拶を頂戴しました。多

数のご来賓のご出席を賜り、大申正樹・経済産業大臣政務官、牧原秀樹・厚生労働副大臣、上月良祐・農林水産大臣政務官、関根正裕・商工中金代表取締役社長より、祝辞を頂戴しました。

大会は、渡邊隆夫・京都府中央会会長が議長に、小正芳史・鹿児島県中央会会長、稲山幹夫・福井県中央会会長がそれぞれ副議長に選任されて議事が進行し、豪雨、台風、地震等各地で発生した自然災害に対する対策の拡充、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化、中小

企業組合・中央会等に対する支援の強化など16項目が決議されました。

また、長谷川正己・愛知県中央会会長の意見発表に対して、山口泰明・自由民主党組織運動本部長、竹内譲・公明党中小企業活性化対策本部副本部長から政党代表としてご挨拶されました。

さらに、本大会の意義を内外に表明するため、伊庭節子・京都府中小企業女性中央会会長が、「大会宣言」を高らかに宣し、満場の拍手の下、採択されました。

これと併せて、本大会では、優良組合(39組合)、組合功労者(73名)、中央会優秀専従者(21名)の表彰が執り行われました。

次期全国大会については、平成31年11月7日(木)に、鹿児島県において開催することを

発表し、大会旗が大村会長から小正芳史・鹿児島県中央会会長へ継承され、小正会長が次期開催地会長挨拶を行いました。その後、高田坦史・(独)中小企業基盤整備機構理事長のかけ声で万歳三唱の後、閉会となりました。



祝辞を述べる大申正樹・経済産業大臣政務官

宣言

本日、中小企業団体の代表二千名は、「明治百五十年 歴史と文化、地域を支える中小企業が未来を拓く」をテーマに、ここ京都府京都市に集い、約二万八千の中小企業組合の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

現在、頻発する自然災害をはじめ、人手不足の深刻化、働き方改革、事業承継問題等、多くの課題への対応を迫られている中であって、我々は、地域の経済・雇用の担い手として、自らの経営基盤を強化し、持続的に成長することが求められている。

そのためには、個々の努力に加えて、組合の持つ「つながる力」を大いに発揮し、直面する課題に全力で取り組んでいかなければならない。我々は、次の目標を掲げ、国や地方公共団体等に対して、本大会の各決議事項の早期実現を強く求める。

- 一、生産性向上、働き方改革への対応による持続的な成長
- 一、被災地の早期復旧・復興と地域活性化
- 一、中小企業組合等連携組織の存在価値の向上

本日参集した我々一同は、新たな時代を切り拓くべく、積極果敢に行動することを決意する。

右宣言する。

平成三十年九月十二日
第七十回中小企業団体全国大会

第70回中小企業団体全国大会決議

景気は、緩やかに回復しているとされているものの、地域経済・雇用を支える地域の中小企業・小規模事業者においては、アベノミクスの成果による経済の好循環は実感できていない。それどころか、現下の深刻な人手不足、さらには、豪雨の影響も相俟って、中小企業・小規模事業者の経営環境は一層厳しい状況が続くことが予想される。

被災地をはじめとする全国各地の中小企業・小規模事業者は、現在、事業の再生・存続に向けて懸命の努力を続けている。また、中小企業・小規模事業者は、全国各地で頻発する自然災害をはじめ、人口減少による国内市場の縮小、原材料費の高騰や設備の老朽化、人手不足の深刻化とそれに伴う人件費の上昇、働き方改革、後継者難による事業承継の困難化等、多様な課題を抱え、その対応に苦慮している。

このような状況の中で、中小企業・小規模事業者が直面する課題に前向きに対応していくには、個々の自助努力だけでは限界があるため、中小企業組合をはじめとする連携組織での取組みが重要になる。

中小企業団体中央会は、組合等の連携組織が持っている企業同士の「つながる力」を大いに発揮させて、中小企業・小規模事業者が協同で足らざる経営資源を補完・補強し合えるよう積極的かつ多面的な支援活動を展開することにより、我が国経済及び中小企業・小規模事業者の力強い成長と発展を支援していく。

国等は、罹災した中小企業者に対する経営再建及び地場産業全体の事業継続・再生などあらゆる経済活動の早期復旧と、全国の会員組合等からの意見を踏まえた本決議事項の実現に取り組まれない。

I. 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化

(1) 経済の好循環を実感できるよう、生産性の向上、経営力の強化、IoT導入やビッグデータの活用等の第4次産業革命への支援を加速化し、中小企業・小規模事業者の持続的な成長の実現に向けた予算の拡充を図り、着実に遂行すること。

また、支援策の実施に当たっては、統一かつ効率的な周知・広報に努めること。

(2) 地方創生交付金の拡充及び恒久化を図ること。また、財政基盤の脆弱な地方自治体でも活用できるように国の負担割合を増やすこと。

(3) 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、必要性等の広報の強化を図ること。また、適正な価格転嫁や価格表示の改定への円滑かつ万全な対策を講じること。

(4) 消費税率引上げによる駆け込み需要と反動減の平準化や消費喚起のための対策を適時講じること。なお、「消費税還元セール」については、解禁しないこと。

2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

(1) 「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の後継補助金を基金化事業として創設すること。

(2) 過年度にものづくり補助金事業を実施してきた事業者の販路開拓、販売促進を図るためのフォローアップ事業に対する支援の拡充を行うこと。

(3) 中小企業・小規模事業者がIoTをはじめとした新しいIT技術の導入・活用に取り組むための支援策を強化すること。

(4) ものづくり分野における人材の確保と次代を担う若手人材の育成を図る施策を継続して強化すること。

- (5) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、買ったときなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
- (6) サプライチェーン全体の取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の策定業種の拡充を図るとともに、同計画の着実な実行と周知徹底、フォローアップ、訪問等調査を継続して行うこと。

3. 事業承継・後継者育成への支援の拡充

- (1) 次世代への円滑な事業承継を行えるよう支援策の拡充とともに、その施策の実効ある活用を促進するため周知徹底を図ること。
- (2) 中小企業組合を活用した後継者育成支援を拡充すること。

4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充

- (1) 国及び都道府県は、中小企業連携組織を育成・支援するため、中央会に対する中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充・強化すること。
- (2) 中小企業組合における課題解決支援事業の創設及び補助金制度の改善・拡充を図ること。
- (3) 改定予定の「小規模企業振興基本計画」において地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策の拡充を図ること。
- (4) 小規模事業者組合等への各種補助金の補助率の引上げ等、支援を拡充すること。
- (5) 創業や再チャレンジ等、地方創生の一翼を担う企業組合活用に向けた支援策等の改善・強化を図ること。
- (6) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別指針」の策定業種の拡大、策定後の当該業種の組合等の声を踏まえた検証・見直しを行うこと。
また、中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援ができるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。
- (7) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、中小企業組合制度の見直しや運用の弾力化を図ること。
- (8) 中央会指導員の資質をさらに向上させるための人材育成予算を拡充すること。
- (9) 中小企業組合士に対する支援を強化するとともに、積極的に活用すること。

II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

1. 官公需対策の強力な推進

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成するとともに継続的に安定した中小企業・小規模事業者向け官公需予算を確保すること。
- (2) 官公需適格組合制度の周知徹底を広く図り、地方公共団体を含めた各発注機関において官公需適格組合への発注目標を設定するとともに総合評価落札方式における官公需適格組合への加算措置を講じるなど受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。特に、地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興に当たっては、被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。また、防災協定を締結している組合等に対しては、随意契約などによる優先的な発注に努めること。
- (3) 採算性を度外視した価格での落札が行われないよう最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
- (4) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額の引上げなど少額随意契約制度の見直しを行うこと。
- (5) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (6) 建設業界における生産性向上に向けた工事発注制度を改善すること。

- (7) 著作権等の知的財産権が含まれる発注については、当該知的財産権の取扱いを仕様書及び契約書に明確に記載するほか、強制的な権利の譲渡を行わないよう十分に留意すること。
- (8) 低価格競争を助長する競り下げ方式（リバースオークション）は絶対導入しないこと。
- (9) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、組合員の受注機会の確保・増大につながるよう、実態に配慮した要件緩和を行うとともに、実効性の高い制度に見直すこと。
- (10) きめ細かな官公需相談業務に対応するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。

2. 海外展開に対する支援の拡充

- (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小企業・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、CPTPP等の利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。
- (2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を引き続き推進すること。
- (3) 外国人旅行客4,000万人誘致実現に向けたインフラの整備と施策を引き続き強力に推進すること。
- (4) CPTPP協定について、適切な情報開示のもと早期発効を推進すること。日EU・EPAなど広域経済連携協定の発効・合意に向けた取組みを加速させること。
- (5) CPTPP協定等により影響が生じる農林水産畜産業などの事業分野に対しては十分かつ継続した対策を実施するとともに、地方において新たな輸出企業を育成するための環境整備を図ること。

3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

- (1) 地域コミュニティを支える中小小売店及び商店街の機能強化に対する取組みを支援すること。
- (2) 賑わいと魅力ある「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）の見直しを速やかに行うこと。
- (3) 商店街振興組合等の法人格を有する意欲ある商店街に対して、集客力向上を図る取組みの支援や、新たな補助制度を創設するなど法人組織への優遇策を講じること。
- (4) 外国人誘致（インバウンド）施策の一環として、外国人観光客の消費需要や様々なニーズに対応するための商店街等の取組みに対して支援を拡充すること。
- (5) 意欲ある中小小売業者によるハード・ソフト面の取組みに対して、平成26年に廃止された「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」、「商店街まちづくり事業」に代わる補助金制度を創設すること。
- (6) 地域活性化の妨げになるような商店街等の空き店舗や遊休施設の積極的な活用や、起業、創業・第二創業、後継者育成に対する支援策を一層拡充させること。
- (7) 大型店や大手資本チェーン店が商店街活動及び地域交流などの地域貢献事業に積極的に協力するよう、地域において「条例」等の制定を促進すること。

Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

- (1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政措置を講じるとともに、被災した中小企業組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建、事業継続のための復旧・復興補助事業等に万全の措置を講じること。また、被災地の復興段階に応じた復興支援ニーズに柔軟かつ迅速に対応するとともに、復興後の経済発展を見据えた必要な予算を継続して措置すること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や設備の入替条件の緩和を行うこと。また、中小企業・小規模事業者の事情に配慮した迅速かつ弾力的な運用拡充・強化を図ること。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円

滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。

- (4) 復旧・復興工事に係る建設資材価格や人件費等については、実勢価格を下回ることがないように、設定単価変更の見直しを図ること。
- (5) 復旧・復興工事については、地域中小企業・小規模事業者への優先的な発注に努めるとともに、工事を効率的に進められるよう、中小企業組合等の組織化を奨励し、組合への一括発注について配慮すること。
- (6) 観光の分野においては、交通寸断及び風評被害の影響等により、インバウンドを含む観光客の減少等依然厳しい状況にあるため、長期的な復興を支える観光戦略の構築やふっこう割等、重層的な取組みに対する支援策を強化すること。
- (7) 全国各地で発生する恐れがある豪雨や暴風雨による甚大な被害に対して、迅速な「激甚災害」の適用を措置し、地方自治体が行う復旧・復興を力強く後押しするための支援策を講じること。
- (8) 被災事業者の負担軽減を図るための税制の特例措置を講じること。

2. 福島の復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 原発事故の完全収束に向けた確実な廃炉作業を実施すること。
- (2) 中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化、原発事故による汚染水処理の早急な対応、除染対策の徹底を図ること。
- (3) 県産品のモニタリング検査の実施状況等、消費者等への放射能に関する正しい知識の普及に積極的に取り組み、安全性、観光地の安全情報など適切な情報発信を強化すること。
- (4) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向け、安心して経済活動を行えるよう最大限の支援策を講じること。
- (5) 営業損害の一括賠償後の損害賠償の迅速かつ適切な実施に向けたきめ細やかな対策を実施するとともに、原発事故損害賠償制度の更なる周知を行うこと。

3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

- (1) 国土強靱化アクションプラン2018を着実に推進するとともに、地域計画の策定と実施が進むよう支援を拡充させること。また、安全なまちづくりに向けて、南海トラフ地震、首都直下型地震等に備える防災・減災対策を推進すること。
- (2) 中小企業や中小企業組合及び組合間が取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置を積極的に推進すること。

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、被災地域への総合的な支援に加えて、原材料・エネルギーや人手不足等に伴う人件費などの経営コスト高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上や新規事業展開のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金、円滑な事業承継支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮することで中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続すること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを一層強化し、中小企業の円滑な再生への取組みを継続すること。
- (4) 商工中金について、「在り方検討会」の中間報告を踏まえながら、経営上の課題に直面してい

る中小企業・小規模事業者や中小企業組合に対して、単なる融資に止まらない親身かつ前向きな支援が安定的に行われるよう必要な措置を講じること。

- (5) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての役割が引き続き的確に発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (6) 協同組織金融機関である信用組合の地域金融機能を堅持すること。特にゆうちょ銀行の預入限度額再引上げについては、小規模事業者等への円滑な資金供給等に支障を生じさせないよう、慎重に対応すること。
- (7) 高度化融資制度の活用拡大を図ること。既存融資については、条件変更等に柔軟に対応するほか、利用手続きの簡略化などの利便性向上を行うこと。新規融資については、借換えや防災資金等に対する新たな制度や、都道府県の財政負担のない中小企業基盤整備機構自らが融資する制度等を創設すること。個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。
- (8) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の一層の拡充を行うこと。
- (9) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除を廃止し、共済加入者の負担を軽減すること。また、共済加入後6カ月未満の貸付制限を見直し、突発的な取引先の倒産にも万全なサポートを行う制度とすること。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関・信用保証協会に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守を促すこと。
- (2) 中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すため、経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化すること。
- (3) 信用保証協会について、中小企業支援機関との連携を強化するとともに、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの拡充等を図ること。
- (4) 地域金融機関が中小企業・小規模事業者の事業価値を見極める「目利き能力」を高めることで事業性を評価する融資を推進し、地域密着型金融への取組みを積極的に展開すること。

2. 中小企業・組合税制の拡充

1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

- (1) 中小法人の法人税の軽減税率について、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 生産性向上特別措置法による先端設備導入計画に基づく固定資産税の軽減措置について、中小企業組合を対象にしたうえで、恒久化すること。
- (3) 中小企業経営強化税制の適用期限を延長すること。
- (4) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (5) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を延長すること。
- (6) 地域未来投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (7) 研究開発税制を拡充したうえで、適用期限を延長すること。
- (8) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
- (9) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (10) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (11) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。
- (12) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。
- (13) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税と事業所税は廃止すること。

- (14) 印紙税を早急に廃止すること。
- (15) ガソリン税の特例税率を廃止すること。
- (16) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。
- (17) 個人事業税の事業主控除額(290万円)の引上げと、65万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (18) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (19) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。
- (20) 自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (21) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。
- (22) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
- (23) 中小企業が海外展開するため、受取配当金を全額益金不算入とし、海外展開に必要な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除とする措置を講じること。
- (24) 各種政策的補助金による一時的収入は益金不算入とすること。
- (25) 産業廃棄物税の減免措置を図ること。
- (26) 地球温暖化対策税の用途拡大を行わないこと。

2. 事業承継税制の拡充を含む事業承継支援措置の拡充

- (1) 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減を図る特例措置を講じること。
- (2) 取引相場のない株式評価方法については、中小企業の実態を適切に反映した評価となるよう、抜本的に見直すこと。
- (3) M&A(親族外承継)を円滑化するための措置を講じること。

3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 複数税率及び適格請求書等保存方式(「インボイス方式」)については、十分な時間をかけて検証し、廃止を含めた慎重な対応をすること。
- (2) 消費税の外税表示は、事業者が選択できるよう、恒久化すること。
- (3) 個別消費税(ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税)や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。
- (4) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るための監視を引き続き徹底すること。
- (5) 消費税の申告については、法人税法及び地方税法同様に「1カ月の申告期限の延長措置」を講じるとともに、法人税及び消費税の納税期間を3カ月に延長すること。また、消費税の中間申告の回数については事業者の任意選択を認めること。
- (6) 中小事業者の消費税の事業者免税点を引上げ、簡易課税制度の適用事業者の範囲を拡大すること。
- (7) 外国人旅行者向け消費税免税制度について、中小企業の利用促進を図るための電子情報化等の手続きの一層の簡素化を図ること。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。
- (2) 商業地等の宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (3) 輸入原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益につながらないように十分に配慮すること。

5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合の法人税の軽減税率について、企業組合、協業組合をも対象とし、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 信用協同組合の貸倒引当金の繰入限度額を貸倒実績率又は法定繰入率を用いて算出した繰入

限度額の10%増しとする措置の適用期限を延長すること。

- (3) 火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入を認める特例措置の適用期間を延長すること。
- (4) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、中小企業組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (5) 企業組合において設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (6) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。
- (7) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (8) 公共・公益性のある共同施設への固定資産税等の減税措置を図ること。
- (9) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (10) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を中小企業組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (11) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄附金控除対象とすること。

6. 納税環境整備等

- (1) マイナンバー制度の導入に伴い、安全管理措置に必要となるセキュリティ対策への支援措置を強化すること。
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

1. 公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充

2. 知的財産の係争費用に対する補助など中小製造業等の知的財産活動に対する支援の拡充

3. 電力の安定かつ安価な供給の実現

- (1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業・小規模事業者の電力コスト軽減のために、再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇抑制や発電に係るコストの引下げなどを図ること。
- (2) 政府は、原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、立地地域の理解と納得を前提に、厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、再稼働を実現し、電気料金の引下げと電力の安定供給を図ること。

4. 省エネ・新エネ支援の拡充

- (1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者等に対する省エネルギー設備導入支援を継続し、補助率を引き上げるとともに、中小企業連携枠を設ける等拡充すること。
- (3) 中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネ設備の導入を加速させること。

5. 環境対応への支援の拡充

- (1) 国や地方公共団体は、「エコアクション21」の普及促進のため、認証登録事業者の評価体制を拡充するとともに、エコアクション21ガイドライン2017への対応に必要な支援策を講じること。
- (2) 廃棄物の排出量抑制や適正処理の推進が重要な環境課題となっていることから、中小企業や組合が取り組む産業廃棄物の削減及び処理に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を早急に推進すること。
- (3) 土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置については、必要最低限のものとなるよう

見直しを行い、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならないよう万全の支援策を講じること。

- (4) 食品製造業者が円滑かつ適切にHACCPを導入できるよう十分に配慮するとともに、食品の表示制度については弾力的運用を行うこと。

4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充

1. 卸売・小売業支援の拡充

- (1) 卸売業と小売業を一体として振興・育成する新たな法律を制定すること。
- (2) 卸団地等の連棟改修及び撤去に対する財政支援を行うこと。
- (3) 中小小売業の活性化のための支援を拡充・強化すること。

2. サービス業対策の強化

- (1) 観光立国実現に向けた取組みに対する支援策を拡充すること。
- (2) 民泊サービスに伴う住宅宿泊事業法（民泊新法）の適正な運用の強化に努めること。
- (3) 中小宿泊業者等に対する耐震対策支援を拡充すること。

3. 流通・物流対策の強化

- (1) 市街地や商店街等の駐車違反取締りに当たり、積み降ろし業務可能な駐車スペースの確保や円滑な道路交通の有効活用等、業務に配慮した支援を講じること。
- (2) 中小企業・小規模流通業・物流業の適正取引の推進、人材確保、経営改善など、物流効率化のための経営革新への取組みに対する支援措置を拡充すること。
- (3) 地域経済の活性化、農林水産物をはじめとする物流の効率化、観光などの旅客輸送力の強化などに寄与する高速道路網の整備拡大を図ること。
- (4) 高速道路料金の大口・多頻度割引率の適用拡大を行うとともに、割引制度を恒久化すること。
- (5) 平成29年4月から強化された車両制限令に基づき、事業協同組合に一律に科される高速道路の大口・多頻度割引停止措置を見直すこと。

5. 中小企業の実態に応じた独禁法の執行

1. 優越的地位の濫用行為については、独禁法等の執行を強化するとともに、確約制度の導入後は速やかに措置を講じること。
2. 独禁法の審査手続きにおいて事業者の防御権を強化し、適正手続きを保障する措置を講じること。
3. 独禁法の課徴金制度の見直しに当たっては、中小企業算定率を維持するとともに、調査協力行為・調査妨害行為の範囲及び減算率の基準・決定方法をガイドラインに明確に定めるなど、中小企業者の実態に応じた制度設計を行うこと。

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮

- (1) 改正労働基準法では罰則規定が強化されることから、その改正内容並びに36協定のあり方について、中小企業に対して懇切丁寧な周知と働き方改革推進センターの相談体制の拡充を図ること。
- (2) 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、2023年4月より中小企業への猶予措置が廃止されるが、国はその間、長時間労働の抑制に向けた中小企業支援を拡充すること。
- (3) 自動車運転の業務、建設業等については、改正法施行5年後に時間外労働の上限規制が適用されることとなることから、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態等を踏まえた中小企業団体等に対する支援を行うこと。
- (4) 働き方改革関連法の成立・公布を受け、短時間・有期雇用労働者等について、正規雇用労働者との待遇差を解消するための政省令等の整備がなされるが、その内容についての十分な周知を

図ること。

今後検討される同一労働同一賃金のガイドラインは、中小企業の経営実態を踏まえ、慎重な議論の上に策定すること。

2. 中小企業の人材確保・定着対策

- (1) 建設業、運輸業、小売業、サービス業等人手不足業界に対する積極的に就労支援策を強化すること。
- (2) 中小企業における若年者の人材確保・定着支援及び女性・高齢者等の就業支援策を拡充・強化すること。
- (3) インターンシップに取り組む中小企業への支援策を強化すること。
- (4) 地方の中小企業の人材確保を推進するため、UIJターン等の促進・支援策を拡充すること。
- (5) 中小企業が組合等を活用して共同で設置する保育施設に対する助成・支援を大幅に拡充すること。

3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定

- (1) 最低賃金の目安額は、その決定に当たって、法の原則及び目安制度を基にし、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況を検証した上で設定すること。
- (2) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対し、生産性向上に向けた支援策を拡充すること。
- (3) 特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充

- (1) 外国人技能実習機構は、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定が円滑に行われるよう体制整備を図るとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- (2) 技能実習2号移行対象職種の拡充に当たっては、業界のニーズ等を把握し、検定試験制度の創設等の支援を講じること。

5. 専門的・技術的分野の外国人材の受入れ

一定の専門性・技能及び技術を有する外国人材の受入れに当たっては、国は地方公共団体と連携し、十分な受入れ方針を決定の上、受入れ環境の整備を行うこと。

6. 雇用保険制度の見直し

- (1) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、各種助成金の見直しを図るなどして、事業費管理の徹底と見直しを行うこと。
- (2) 雇用保険料率については、3年後の見直しに向け、雇用保険積立金の状況を見て更なる引下げを検討するとともに、国庫負担については、本則に規定する4分の1へ復帰させること。

7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充

障害者を積極的に雇用する中小企業、今後新たに障害者雇用を計画している中小企業に対して、助成制度や金融・税制面での優遇措置等を拡充すること。

8. 国による職業訓練機能の拡充・強化

- (1) 人手不足の対策として、中小企業で働く従業員一人一人の能力向上が重要であることから、国等による職業訓練機能の拡充・強化を推進すること。
- (2) 地域産業を支えるものづくり中小企業の技能者の養成、中小企業の技術・技能の支援を行うため技能検定制度の見直し、拡充を推進すること。

9. 社会保障制度等の見直し

- (1) 社会保障制度改革に当たっては、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担がこれ以上過度にならないようにすること。
- (2) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げは行わないこと。また、協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の在り方及び高齢者医療制度の抜本的な見直しを行うこと。

受賞おめでとうございます
全国中央会会長表彰 被表彰者紹介

組 合 功 労 者



石橋 友之祐
西日本自動車共済協同組合
前理事長



森 健一郎
須崎町商店街振興組合
理事長

優 良 組 合

八幡電気工事業協同組合

中央会優良専従者

片岡 陽子